次期がん対策推進基本計画の策定(がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会)に関する意見書

がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会 構成員 公益社団法人日本薬剤師会 有澤 賢二

1. 緩和ケアの現状

①がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、がんと診断されたときから緩和ケアが提供されるように、診断・治療・在宅医療など様々な場面で切れ目なく実施される必要があるとされているが、現状としては終末期 (ターミナル) における在宅医療での緩和ケア医療の提供が不足している現状にある。

②患者、患者家族にあってもできる限り在宅療養の希望がある反面、地域における医療・介護の施設や人的資源等が充足していないところもあり、拠点病院が緩和ケアの提供体制の中心となっているのが現状である。

③特に拠点病院の緩和ケア提供体制については施設間の提供体制に差があり、治療を 受ける患者、患者家族にとって十分に満足するものではない。

2. 地域包括ケアを見据えた緩和ケアのあり方

①病棟の再編が進み、病院完結型の診療体制から地域完結型の診療体制とする地域包括ケアシステムを構築するにあたり、地域包括単位での医療介護提供体制を推進する必要があり、地域包括資源不足或いは偏在する隣接する地域包括ケアシステムの地域間、すなわち広域での連携構築が必要である。

②このような中、がん診療における薬物治療分野にあっては外来化学療法や疼痛緩和療法は様々な製剤化、多様化した投与経路があり、薬物治療の個別最適化の選択肢が増えたのではないかと考える。

3. 在宅緩和ケアの質を高めるために(提案)

①昨年、厚生労働省から「患者のための薬局ビジョン」が示された。また、薬機法施行規則の一部改正により「健康サポート薬局」の届出が始まっている。これらの薬局は 1)服薬情報の一元的、継続的管理 2)24時間在宅対応 3)かかりつけ医をはじめとした多職種連携ーを基本的機能としている。地域包括ケアシステムの実現に向け、ぜひこれら薬局・薬剤師を活用していただきたい。地域に展開するチーム医療においては、職種を越えた連携研修が必要と考える。さらに同一職種間、拠点病院薬剤師と薬局薬剤師間での専門的研修(知識、手技も含む)、将来へ向けた薬学生の臨床研修においても充実を求めたい。単なる専門的知識、手技ばかりでなく他職種を含め倫理、各々の職種としての責務を相互に理解する必要性もあると思われる。

②薬局は地域に必要とされる医薬品を過不足無く供給する責務を負っている。特に在 宅緩和ケアの提供体制を支えるにあたり、流通の問題が切り離せない。麻薬に関して は様々な流通上の規制、制約がある。以前より法律改正が計られて緩和されたがより 一層の検討を求めたい。医療機関における採用、非採用薬にとらわれず医師がその患 者療養にとって必要な医薬品を処方して提供するためには麻薬卸売業者、麻薬小売業 者、麻薬小売業者間の業務に係る規制のあり方を検討いただきたい。